

中野市文化公園施設使用料減免に関する基準

使用者区分		減免率
個人	就学前の児童が使用するとき。	100/100
	北信広域圏連合構成市町村（以下「北信広域圏」という。）に住所を有し、かつ、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者（同行の介護者1名を含む。）が使用するとき。	
	北信広域圏に住所を有する70歳以上の者が使用するとき。ただし、マレットゴルフ場、オートキャンプ場及び多目的グラウンドの使用は除く。	
	北信広域圏に住所を有する小学生又は中学生が使用するとき。	
	集客の相乗効果を目的に、近隣の関連施設と同調し減免するとき。	
	北信広域圏連合構成市町村外（以下「北信広域圏外」という。）に住所を有し、かつ、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者（同行の介護者1名を含む。）が使用するとき。	50/100
	北信広域圏外に住所を有する70歳以上の者が使用するとき。ただし、マレットゴルフ場、オートキャンプ場及び多目的グラウンドの使用は除く。	
	北信広域圏外に住所を有する小学生又は中学生が使用するとき。	
	当該施設の維持又は保全を無償で行っている者が使用するとき。	
その他市長が特に認める者が使用するとき。		
団体	北信広域圏の行政機関が主催又は共催する事業で使用するとき。	100/100
	北信広域圏の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が地域振興の目的で使用するとき。	
	指定管理者が施設の管理運営業務又は施設の目的に沿った自主事業で使用するとき。	
	北信広域圏に所在する公共的団体等又は非営利活動団体（当該団体の構成員の全てが北信広域圏に住所を有し、かつ、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者である場合に限る。）が、障がい福祉目的で使用するとき。	
北信広域圏に所在する公共的団体等又は非営利活動団体（当該団体の構成員の全てが北信広域圏に住所を有する70歳以上の者である場合に限る。）が、高齢者福祉目的で使用するとき。		
北信広域圏に所在する保育所、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校が保育又は教育の目的で使用するとき。		

団体	北信広域圏に所在する教育委員会が認定する社会教育関係団体が、生涯学習、文化芸術、スポーツ等の社会教育活動で使用する とき。	100/100
	集客の相乗効果を目的に、近隣の関連施設と同調し減免するとき。	
	北信広域圏の行政機関が後援する事業で使用する とき。	50/100
	他の地方公共団体が使用する とき。	
	北信広域圏に所在する公共的団体等又は非営利活動団体（当該団体の構成員の2分の1以上が北信広域圏に住所を有し、かつ、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者である場合に限る。）が、障がい福祉目的で使用する とき。	
	北信広域圏に所在する公共的団体等又は非営利活動団体（当該団体の構成員の2分の1以上が北信広域圏に住所を有する70歳以上の者である場合に限る。）が、高齢者福祉目的で使用する とき。	
	北信広域圏に所在する公共的団体等又は非営利活動団体（当該団体の構成員の2分の1以上が北信広域圏に住所を有する高校生以下の者である場合に限る。）が、教育・学習目的で使用する とき。	
	北信広域圏に所在する公共的団体等又は非営利活動団体（当該団体の構成員の2分の1以上が北信広域圏に住所を有する者である場合に限る。）が、生涯学習、文化芸術又はスポーツ振興目的で使用する とき。	
その他市長が特に認める団体が使用する とき。		